

令和6年第11回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年2月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年2月26日(月) 午後1時30分から午後1時56分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		5番	佐藤章平君
	6番	木村勝彦君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理者	19番	日並洋君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和6年第11回 美幌町農業委員会総会
令和6年2月26日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第20号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第40号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 8	議案第42号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第43号	河川法第24条の規定による占用許可申請に関する意見書の進達について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年第11回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号5番 佐藤委員、同じく議席番号6番 木村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号4番 佃委員、同じく議席番号12番 川原委員、同じく議席番号16番 山岸委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第20号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第20号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第40号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号22号。
事 務 局	内容番号22号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、借借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和2年3月26日から令和7年1月24日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月22日、土地引渡日は令和6年1月22日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。 内容番号23号。
事 務 局	内容番号23号についてご説明いたします。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、借借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年3月26日から令和13年3月31日までの10年間、合意解約年月日は令和6年1月12日、土地引渡日は令和6年1月12日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。 議案第40号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号83号。
事 務 局	今月の案件は全8件で内容につきましては農業公社からの売渡が1件、売買が1件、農業公社からの一時貸付が2件、再貸付が2件、経営移譲に伴う借受人変更が2件となっております。 それでは内容番号83号についてご説明いたします。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社からの早期売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年2月27日、代金の支払期限は令和6年3月29日、利用調整日は令和6年

2月2日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

3 番 内容番号83号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間、借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により期間満了前ですが、売渡を受けるものです。〇〇さんは法人化し、畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号83号は適当と認めます。
内容番号84号。

事 務 局 内容番号84号につきましてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年2月27日、代金の支払期限は令和6年3月29日、利用調整日は令和6年2月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

1 1 番 内容番号84号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、大豆、馬鈴薯、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号84号は適当と認めます。
内容番号85号。

事 務 局 内容番号85号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年2月27日から令和10年12月21日までの5年間、利用調整日は令和6年2月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

3 番 内容番号85号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間、借りるものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号 8 5 号は適当と認めます。
 内容番号 8 6 号。

事 務 局 内容番号 8 6 号についてご説明いたします。参考資料は 5 ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和 6 年 2 月 2 7 日から令和 1 1 年 2 月 2 8 日までの 5 年間、利用調整日は令和 6 年 2 月 8 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

1 9 番 内容番号 8 6 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族 2 人で小麦、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号 8 6 号は適当と認めます。
 内容番号 8 7 号。

事 務 局 内容番号 8 7 号についてご説明いたします。参考資料は 6 ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和 6 年 2 月 2 7 日から令和 1 6 年 2 月 2 8 日までの 1 0 年間、利用調整日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

1 1 番 内容番号 8 7 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは畑作三品を作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号 8 7 号は適当と認めます。
 内容番号 8 8 号。

事 務 局 内容番号 8 8 号についてご説明いたします。参考資料は 7 ページをご覧ください。本件は先の議案第 4 0 号内容番号 2 2 号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和 6 年 2 月 2 7 日から令和 7 年 1 月 2 4 日までの 1 年間、利用調整日は令和 6 年 1 月 2 6 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

18 番 内容番号88号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月23日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号88号は適当と認めます。
内容番号89号。

事務局 内容番号89号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案8ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年2月27日から令和10年12月21日までの5年間、利用調整日は令和6年2月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

18 番 内容番号89号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間、借りるものです。よろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号89号は適当と認めます。
内容番号90号。なお、内容番号90号は〇〇委員のご子息が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事務局 内容番号90号についてご説明いたします。参考資料は9ページをご覧ください。本件は先の議案第40号内容番号23号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年2月27日から令和13年3月31日までの7年間、利用調整日は令和6年1月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

17 番 内容番号90号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月23日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参、長芋を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号90号は適当と認めます。</p> <p>(○○委員 入席)</p>
議 長	<p>議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>13 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第8、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号25号。</p> <p>内容番号25号についてご説明いたします。参考資料は11ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○、面積は○○㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料12ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p> <p>内容番号25号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが離れ地を処分するため、隣接で耕作している○○さんに売買するものです。○○さんは家族3人で玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月29日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。</p> <p>議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>9 番</p>	<p>日程第9、議案第43号「河川法第24条の規定による占用許可申請に関する意見書の進達について」を議題と致します。</p> <p>内容番号1号から2号は関連がございますので一括上程致します。</p> <p>内容番号1号と2号について一括ご説明いたします。参考資料は14ページをご覧ください。本件は昨年2月総会において○○さんが農業公社に売買し、昨年4月総会において○○さんと○○さんが農業公社から賃貸したことに伴い、○○さんが占用していた河川敷地について引き続き、農地として使用されることから使用者の名義を変更するため、農業委員会の意見を付した上で申請するものでございます。譲渡人は○○の○○さん、占用河川は網走川水系木禽川、占用場所は○○地先でございます。内容番号1号についてご説明いたします。譲受人は○○の○○さん、面積は○○㎡でございます。内容番号2号についてご説明いたします。譲受人は○○の○○さん、面積は○○㎡でございます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p> <p>内容番号1号と2号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんが農業公社から借りている農地に隣接する河川敷地の占用の権利を○○さんから○○さんと○○さんに譲渡するもので内容につきましては2月5日、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1号から2号は適当と認めます。
議案第43号「河川法第24条の規定による占用許可申請に関する意見書の進達について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第11回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時56分